平成２５年（フ）第４１８号
京都市南区西九条菅田町27番地の２　菅田公団住宅909号
債務者　栗山　健治
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
大阪府富田林市向陽台５丁目７番９号
債務者　上田　直樹
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
大阪府富田林市向陽台５丁目７番９号
債務者　上田　啓子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３０３号
大阪府柏原市平野１丁目２番32―404号グリーンハイツ高尾
債務者　福島位智子（旧姓石居）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３０７号
堺市中区楢葉33番地２　杉本第２マンション203号
債務者　吉田　勇治
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
堺市西区鳳中町４丁114番地３
債務者　上原　昭夫
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３４３号
堺市中区福田581番地１　ビラロゼオ304号、前住所京都市伏見区羽束師鴨川町187番地３
債務者　萩野　順子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
長崎県長崎市麹屋町５番32号　エールハイム102
債務者　本山喜美子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
愛知県一宮市平和２丁目１番18―302号　コンフォート21
債務者　森口三恵子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１７号
京都府京都市中京区西ノ京大炊御門町６番地12
債務者　池田　和子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第３６号
大阪府泉大津市助松町３丁目１番31―306号
債務者　矢野　篤
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
大阪府泉佐野市下瓦屋１丁目２番48―207号
債務者　野口　琢巳
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
大阪府岸和田市野田町３丁目６番６―105号
債務者　栗原　美香
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
大阪府岸和田市西之内町６番１号
債務者　中村　明子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
大阪府泉北郡忠岡町北出２丁目８番25号　ハイムアーバニティ202、前住所大阪府岸和田市八幡町７番66号
債務者　白石　博輝
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
大阪府貝塚市半田250番地　半田アパートＡ―10号
債務者　里村　茂和
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
大阪府泉佐野市南中安松721番地の１―107
債務者　籠谷　信子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係